身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の手続きについて

1 手続きの内容、提出書類

様式(添付書類を含む)	手続きの内容	備考
• 指定申請書	・新たに静岡県から指定を	・複数の障害区分で申請す
・同意書	受けたいとき	る場合、※印の書類につ
※・履歴書(臨床経歴書を含	・既に静岡県の指定を受け	いてはそれぞれの障害区
む)	ていて、障害区分を追加	分ごとに提出すること。
・医師免許証の写し	したいとき	・該当の障害区分に関係の
※・関係加入学会の専門医・	・県外から県内の医療機関	ある専門域の臨床経験が
認定医証の写し	へ異動したとき (注)	5年以上であること。
※・加入学会、学会等に提		
出された論文等の写し		
• 指定医師変更届	・指定医師の氏名に変更が	
(様式1)	あったとき	
	・勤務する医療機関の名称	
	に変更があったとき	
	・県内の医療機関へ異動し	
	たとき(注)	
• 指定医師辞退届	・指定医師が死亡したとき	・指定医師が死亡したとき
(様式2)	・退職、廃業等により辞退	の届出者は医療機関管理
	したとき	者や親族等
	・県外の医療機関へ異動し	
	たとき (注)	

⁽注) 医療機関の異動とは、勤務する主たる医療機関が変わったとき。

2 提出先

医療機関所在地の市町の障害福祉担当部署

3 問合せ先

静岡県健康福祉部障害福祉課手帳手当班 電話 054-221-3686